



事務連
平成27年4月21日

各政令市保健所長 様
各健康福祉事務所長 様

兵庫県健康福祉部健康局医務課長

診療放射線技師法及び臨床検査技師等に関する法律の一部改正の施行等
について

標記のことについて、別添のとおり厚生労働省医政局医事課長から通知がありました。

診療放射線技師及び臨床検査技師の業務範囲の追加に伴い、新たな業務の研修に関する留意事項について、御了知ください。

なお、下記団体の長には、別途通知済みであることを申し添えます。

記

兵庫県医師会
兵庫県歯科医師会
兵庫県病院協会
兵庫県民間病院協会
兵庫県精神科病院協会
兵庫県診療放射線技師会
兵庫県臨床検査技師会